

<h1>仲間のふれあい</h1>	2017 12/12	全国一般大阪地方労働組合 サンプラザ労働組合 発行人 上西 順一 編集人 足立 宏之
------------------	---------------	---

12.7 団体交渉開催！会社は年末一時金、1.19ヶ月回答！組合は正月手当の拡充等を要求！

組合側要求	会社側回答
年末一時金2か月を要求	1.19ヶ月、査定のフィードバックを必ず行う
正社員、パートの年末年始手当の拡充を検討	検討して早急に回答する
年末棚卸の実施時期の前倒しを要求	前向きに検討して回答する
新入社員の配置部署のマンアワー緩和を要求 サービス残業助長、社員教育軽視のマンアワーの是正を要求(社員を大切に！)	検討します。
有休(休日)の取れる体制づくりを要求	有休は取れる。まずは申請してください。

すべての仲間の皆さん！サンプラザ労組は会社のマンアワーによる人の締め付け（玉置次長が指示）ではなく、逆に従業員・人を大切にして会社をよくするように求め会社と交渉を積み重ねています。今こそ職場を変えるためサンプラザ労組に集結を！



**今こそ団結！
サンプラザ労組
に加入しよう！**

一時金の会社回答書	株式会社 サンプラザ 代表取締役社長 山口力
年末一時金に対する回答書	
表題の件について下記の通り回答させていただきます。	
1. 冬期一時金についての事項	
金額	一人平均 283,746円 1.19ヶ月
2. 支給日	
2017年12月15日	

相談窓口 サンプラザ労組

メールアドレス sunplaza.rouso@gmail.com
 組合ブログアドレス <http://ameblo.jp/2014feb27/entrylist.html>
 電話 (070-5432-6225) フリーダイヤル (0120-157-931)



公開質問状

2017年12月12日、サンプラザ労働組合

UAゼンセン・サンプラザユニオン玉置委員長殿 不当労働行為に関する質問に教えてください！

質問1 貴ユニオンは当組合の抗議及び申入書（11月9日付）を無視し、いまだに回答していません（回答期限は11月16日）。当組合の正式な申し入れを無視する貴ユニオンは組合の道義やルールに反し許されません。当組合に対しましては謝罪し早急にご回答ください（12月20日まで）。

質問2 昨年5月大阪府労働員会は会社に対して店長によるサンプラザ労働組脱退勧奨・ユニオンへの勧誘活動は不当労働行為であるとして繰り返してはならない旨命令しました。貴ユニオン・野路副委員長は光明池店において労働委員会の命令に反する不当労働行為を行いました。貴ユニオンが会社の不当労働行為に協力・加担したことは重大問題です。当組合に対してまずは謝罪し、同様の行為を2度と繰り返さないことを誓約ください。

質問3 大阪府労働委員会は、「実質上には使用者の利益代表者に相当する」店長らのパート勧誘を不当労働行為としています。店長ら会社幹部が組合役員を占めるのは労働組合として不適切であり、是正すべきです。

質問4 上部団体UAゼンセンの役員はサンプラザユニオン（役員）の不当労働行為加担を認めているのですか！？

命令書からの抜粋

全国一般大阪地方労働組合サンプラザ労働組合
執行委員長 福嶋 真一様

山口社長がサンプラザ労働組に陳謝文！ 店長らに「脱退勧奨」等させませんと！

株式会社サンプラザ
代表取締役 山口 力

当社が、平成26年3月から同年9月頃にかけて、店長等を通じて、①貴組合に対する誹謗中傷、②貴組合員への脱退勧奨、③別労働組合結成への関与を行ったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為をくりかえさないようにいたします。・・・

店長らがパートをユニオンに勧誘してはいけない理由！

とりわけ店長らはパートとの関係では、雇用契約の決定権を有し、実質的には使用者の利益代表者に相当する地位にあると判断される